

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
規則	
◎高知県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県特定調達契約事務取扱規則の一部を改正する規則	1
訓令	
◎高知県建設工事検査規程の一部を改正する訓令	1
告示	
○大規模小売店舗に関する変更の届出（2件）（経営支援課）	1
○公共測量の終了の通知（3件）（用地対策課）	2

規則

高知県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年2月21日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第6号

高知県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県公文書等の管理に関する条例施行規則（令和元年高知県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項第1号中「、健康保険の被保険者証」を削る。
別記第1号様式裏面中

本人の確認	☐ 運転免許証
	☐ 健康保険証
	☐ 個人番号カード
	☐ その他（ ）

を「

本人の確認	☐ 運転免許証
-------	--------------------------------

☐ 個人番号カード
☐ その他（ ）

」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県特定調達契約事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月21日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第7号

高知県特定調達契約事務取扱規則の一部を改正する規則

高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（一連の調達契約（政令第2条第6号に規定する一連の調達契約をいう。）のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札にあっては、24日）」を削る。

附則

- （施行期日）
- この規則は、公布の日から施行する。（経過措置）
 - この規則による改正後の高知県特定調達契約事務取扱規則第3条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に公告又は公示を行う一般競争入札又は指名競争入札について適用し、同日前に公告又は公示を行った一般競争入札又は指名競争入札については、なお従前の例による。

訓 令

高知県訓令第1号

高知県建設工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和7年2月21日

高知県知事 濱田 省司

高知県建設工事検査規程の一部を改正する訓令

高知県建設工事検査規程（昭和42年1月高知県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「1件の請負対象金額」を「当初の1件の請負対象金額（当初契約の際の1件の請負対象金額をいう。以

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

下同じ。）」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「1件の請負対象金額」を「当初の1件の請負対象金額」に改める。

第6条の2中「1件の請負対象金額」を「当初の1件の請負対象金額」に改める。

附則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第95号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和7年2月21日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

（1）届出者の名称及び住所

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号
代表取締役 伊藤 光博
三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
代表取締役 野々口 剛

（2）大規模小売店舗の名称及び所在地

パワーセンター高知
高知市介良字長丁317ー1ほか

（3）変更した事項

大規模小売店舗の名称
（変更前）高知パワーセンター
（変更後）パワーセンター高知

（4）変更年月日

令和7年1月15日

（5）変更理由

店舗名称変更のため

2 届出年月日

令和7年2月3日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課
高知市役所

4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容 高知県告示第96号 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。 なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。 令和7年2月21日 高知県知事 濱田 省司	
1 届出の概要 (1) 届出者の名称 株式会社ウイル 代表取締役 中村 暢男 (2) 届出者の住所 高知市中久万238番地4 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 サニータウンⅡ 四万十市古津賀字西大場1296番地1ほか (4) 変更した事項 ア 大規模小売店舗を設置する者の住所 （変更前）高知市南御座95－5 （変更後）高知市中久万238番地4 イ 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 （ア）（変更前）代表取締役 森田 優秀 （変更後）代表取締役 明坂 慎也 （イ）（変更前）代表取締役 明坂 慎也 （変更後）代表取締役 森田 優秀 （ウ）（変更前）代表取締役 森田 優秀 （変更後）代表取締役 中村 彰宏 （エ）（変更前）代表取締役 中村 彰宏 （変更後）代表取締役 中村 暢男 (5) 変更年月日 (4)ア 平成28年4月1日 (4)イ(ア) 平成22年12月9日 (4)イ(イ) 平成25年6月1日 (4)イ(ウ) 平成28年10月1日 (4)イ(エ) 令和6年12月16日	

(6) 変更理由 本店の移転及び代表者の変更のため 2 届出年月日 令和7年2月3日 3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 四万十市役所 4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容 高知県告示第97号 農林水産省中国四国農政局高知南国農地整備事業所長から令和6年7月高知県告示第467号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年1月24日に終わった旨の通知があつたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和7年2月21日 高知県知事 濱田 省司	
高知県告示第98号 須崎市長から令和6年10月高知県告示第624号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年12月26日に終わった旨の通知があつたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和7年2月21日 高知県知事 濱田 省司	
高知県告示第99号 高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から令和6年10月高知県告示第625号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年1月17日に終わった旨の通知があつたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和7年2月21日 高知県知事 濱田 省司	